

市からのお知らせ
**TORIDE
 CITY NEWS**

はがき・ファクスなどの記入例

申し込みが郵送・ファクス・メールの場合は、右の①～③を全て記入してください。その他必要事項は記事ごとに異なりますので、漏れがないようにしてください。往復はがきでの応募の際は、返信用の住所・氏名も記入してください。

- ▶宛先 **取手** (取手庁舎) … 〒302-8585 寺田5139
- 藤代** (藤代庁舎) … 〒300-1592 藤代700
- 分庁** (分庁舎) … 〒302-0025 西2-35-3

- ①郵便番号・住所
- ②氏名(ふりがな)
- ③電話番号
- その他

12月ごみ収集

30日・31日はお休みです。

問 環境対策課 ☎内線1417

▶ごみカレンダーはホームページでも確認できます



12月の納税

納付は口座振替が便利です

- ▶固定資産税(3期)
 - ▶国民健康保険税(6期)
- 問** 納税課 ☎内線1271

▶介護保険料(6期)

問 高齢福祉課 ☎内線1324

▶後期高齢者医療保険料(6期)

問 国保年金課 ☎内線1368

**マイナンバーカード
 休日交付専用窓口**

時 12月11日・25日の各日曜日
 8:30～15:00

所 市民課、藤代総合窓口課
 ※交付通知書に記載の交付場所を確認し、必ず本人がお越しください。交付申請は受け付けていません。

問 市民課 ☎内線1163

防災情報の確認

▶防災無線の放送内容
 ☎0120-860-004

▶緊急災害情報
 市内の緊急災害情報を確認できます。事前に下記アドレスをブックマーク登録することをおすすめします。

https://www.city-toride-ibaraki.jp.cache.yimg.jp/kinkyu/



おわびと訂正

11月15日号5ページの内容に誤りがありました。おわびして、次のとおり訂正します。

■12月の施設休館日 取手駅前窓口(リボンとりで3階)
 (正)21・29～31日

相談

税理士による 税務相談

関東信越税理士会竜ヶ崎支部会員による無料税務相談です。

時 12月13日(火)10:00～12:00、
 13:00～15:00

所 福祉交流センター(市役所敷地内)

定 先着6人(1人40分)

申 電話:12月6日(火)9:00～

問 課税課 ☎内線1241

精神科医による こころの健康相談

時 12月16日(金)13:30～15:30

所 保健センター

対 気分が落ち込むなど、心の病気の症状ではないかと心配な方(家族や身近な方からの相談も受け付けます)

定 先着4人(1人30分)

費 無料

申 電話

締 12月15日(木)12:00

問 保健センター ☎85-6900

健康相談

骨健康度測定器を使用して、骨の健康度を測ります。希望者には血圧測定も行います。

※10月の健康相談に参加していない方優先

時 12月22日(木) ①9:50～10:00
 ②10:20～10:30

所 保健センター

定 各回先着9人

費 無料

申 電話

問 保健センター ☎85-6900

お知らせ

犯罪被害に遭ったら相談窓口へ

被害に遭ったら、取手警察署や相談窓口にご相談ください。被害に遭われた方やその家族が回復するためには、周囲の方のご理解と支援が必要です。ご協力をお願いします。

問 取手警察署 ☎77-0110、茨城県警察性犯罪被害相談「勇気の電話」 ☎#8103または ☎0120-21-8103

生活のしづらさなどに関する調査の実施

厚生労働省は、障害者施策の推進・改善のために障害児(者)などを対象に生活実態とニーズを把握する調査を実施します。

時 12月22日(木)まで

対 無作為に抽出した世帯
 ※調査員が訪問します。

問 障害福祉課 ☎内線1331

お互いの人権を尊重しましょう

12月10日は世界人権デーです。日本では12月4日から10日までの1週間を人権週間と定め、さまざまな啓発活動を行っています。人権は全ての人に同じようにあることを理解し、お互いの立場を尊重しましょう。

問 市民協働課 ☎内線1145



取手市 人権週間

教育委員会定例会

時 12月20日(火)9:30～

所 藤代庁舎3階

問 教育総務課 ☎内線2011

適正な課税のために 土地・建物の変更は届け出を

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や建物の所有者に課税します。適正な課税のために、所有する土地・建物に変更があった場合は、課税課まで届け出てください。

◆市に届け出が必要な場合

以下のような変更を行った場合は、届け出てください。

- ▶売買や相続で未登記家屋の所有者が変わった
 - ▶家屋を取り壊した
 - ▶建築確認手続きが不要な増改築で、建物の用途・面積が変わった
 - ▶宅地を駐車場にした
 - ▶畑を宅地にしたなど
- ※法務局への滅失・所有権移転・表示変更などの登記を完了したときは、届け出は不要です。

問 課税課 建物の変更… ☎内線1250、土地利用状況の変更… ☎内線1253

献血

時 12月26日(月)9:45～11:45、
 13:00～13:30

所 藤代庁舎

問 保健センター ☎85-6900

第三者行為で保険証を使ったら届け出を

第三者(自分以外)から受けた傷病で、国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証を使用して治療を受ける場合、国保年金課へ「第三者行為による被害届」の提出が必要です。

◆第三者行為とは

相手がいる交通事故、傷害事件に巻き込まれた、他人の犬にかまれたなど

対 国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者

問 国保年金課 国民健康保険… ☎内線1363、後期高齢者医療保険… ☎内線1370

浄化槽は適切に管理しましょう

浄化槽を使用するには定期的な法定検査と維持管理(保守点検・清掃)が必要です。

※各申込方法など詳細は、ホームページをご覧ください。

◆保守点検…浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検

時 3～4カ月に1回(10人槽以下の家庭用の場合)

申 県に登録している保守点検業者

◆清掃…浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り

時 1年に1回以上(全ばっ気方式は6カ月に1回以上)

申 市の許可を受けた清掃業者

◆法定検査…保守点検・清掃が行われ、浄化槽からきれいな水が放流されているかの検査

時 1年に1回(浄化槽設置直後は3～8カ月の間に1回)

申 電話:県指定検査機関の茨城県水質保全協会(☎029-291-4000)

問 県環境対策課 ☎029-301-2966



取手市 浄化槽管理